

様式第9号(第8条関係)

岐阜市告示第147号

要措置区域の公示について

土壤汚染対策法第6条(第2項・第5項)の規定により、下記のとおり要措置区域を(指定・解除)した旨、告示します。

令和元年 6月 7日

岐阜市長 柴橋 正直

記

1 (指定・解除)理由

指定：土壤汚染対策法施行規則第31条の基準に適合せず、土壤汚染対策法施行令第5条の基準に該当する。

解除：土壤汚染対策法施行規則第31条の基準に適合する。

(一部省略した土壤汚染状況調査の追完を実施したため)

2 (指定・解除)区域

指定：岐阜市黒野字二の丸328-8の一部、707-2の一部

解除：岐阜市黒野字二の丸328-8の一部、707-2の一部

(別添のとおり)

3 当該要措置区域において指定基準に(適合しない・適合する)特定有害物質の種類

適合しない：六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

適合する：1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン

4 講ずべき指示措置・講じられた実施措置

講ずべき指示措置：当該土地において地下水の水質の測定を行うこと

基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと

(土壤汚染対策法施行規則 別表第6の1の項及び9の項)

講じられた実施措置：なし



図1 要措置区域の位置図

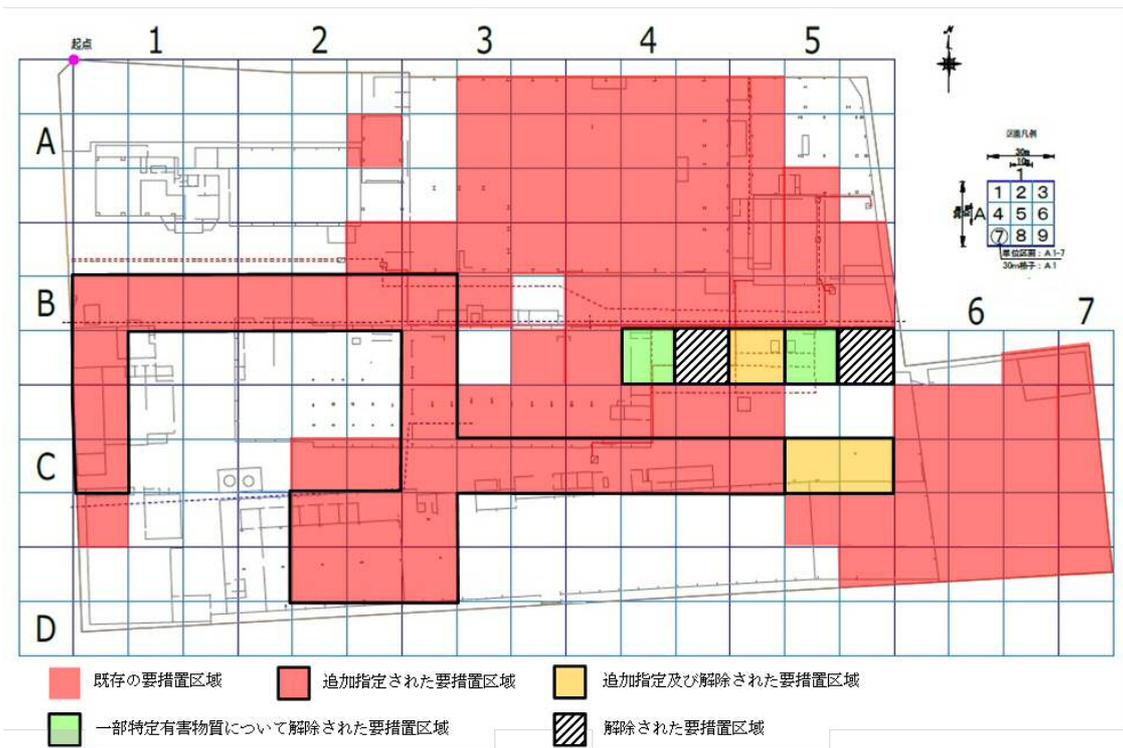


図2 要措置区域図